

デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等

	対象手続き等	何が問題か？	どうすれば良いのか？
1	税額通知書	毎年、各自治体から各企業に対して、 <u>原本が紙媒体で送付されており、企業はそれを仕分けて各従業員に配布している</u> ので、負担が大きい。	<u>電子的な税額通知書が配布できるようにする</u> ことで、紙媒体での配布が不要となり、企業の負担は大幅に軽減される。
2	高度に暗号化されたパソコン等の紛失時の対応	各種ガイドラインにおいて、 <u>個人情報</u> が保存されたパソコンを社外で紛失した場合、 <u>情報漏洩として本人に通知しなければならないと規定されている</u> ため、テレワークの推進等の障害になっている。	パソコンに保存されている個人データに関して <u>高度な暗号化などの安全管理措置を講じている場合は、パソコンを紛失したとしても本人への通知は必要としないことをガイドライン上、明確にする</u> ことで、テレワークの推進等に寄与する
3	匿名化された個人の情報の活用	民間事業者から見て、個人情報保護法が適用される範囲の判断がつきにくい。ため、 <u>匿名化された携帯電話のアクセス情報、位置情報等の情報が十分に活用できていない</u> 。	個人情報を匿名化して個人を特定できないようにした情報等に関する <u>個人情報保護法上の解釈を明確化する</u> ことで、匿名化された情報等が活用できるようになり、クリエイティブな新市場の創出の環境整備に寄与する。
4	全国規模での健康情報の分析・活用	全国規模で集積したレセプトデータ、特定健診(メタボ健診)結果の情報については、医療費の適正化を目的としてのみ厚生労働省が調査・分析できるが、 <u>研究者による疫学的な活用ができていない</u> 。	高齢者の医療の確保に関する法律で規定しているレセプトデータ、特定健診結果の情報の <u>利用目的の範囲を学術的、疫学的利用にまで拡大する</u> 。
5	遠隔医療	厚生労働省が遠隔医療技術による診療として認めているのは、 <u>7つの疾病等のみ</u> である。(D to P) また、遠隔画像診断等、専門医が現場の医師を支援する場合、 <u>サポートする側の専門医に対する報酬がない</u> 。(D to D)	モデル事業等により、安全性・有効性等に関するエビデンスがあると検証された <u>遠隔医療技術について適用範囲を拡大する</u> 。 また、診療報酬の見直し等により、遠隔サポートをする医師に <u>インセンティブ</u> を付与する。
6	地方単独医療費助成事業(地方公費)	地方自治体独自の医療費助成事業(乳幼児医療費助成等)は、患者自らが地方自治体へ請求する償還払いと、医療機関等が患者の代わりに請求する現物支給の2通りの方法がある。 前者の場合、患者自らが請求書を作成する必要がある。 また、後者の場合、医療機関等はレセプトオンライン請求とは別に <u>紙の請求書を作成せざるを得ない場合が多い</u> ため、医療機関はレセプトオンラインのメリットを十分に生かすことができない。	<u>助成分の請求を医療機関等が地方自治体へ行う現物支給に制度を統一</u> することにより、患者の負担を軽減する。 さらに、 <u>医療機関等から行う助成分の請求をレセプトと一緒にオンライン請求を行えるようにする</u> ことで、医療機関の負担を軽減する。

デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等

	対象手続き等	何が問題か？	どうすれば良いのか？
7	政府統計全般	行政の行う統計調査の集約化が十分進んでいない、また、データの二次利用に制限がかかっているため、これらの貴重なデータが民間部門等で十分に利活用されていない。	行政の行う統計情報調査を集約するとともに、個人情報等にも配慮しつつ、データの二次利用の制約を緩和することにより、学術部門、民間部門等で活用できるようにする。
8	国勢調査	国勢調査の結果が、ローデータを含めて完全に開示されておらず、民間部門で十分利活用されていない。	国勢調査の情報を、個人や世帯が特定されない範囲で個人情報秘匿した上で開放することにより、民間部門での効果的な利活用、新たなサービスの市場創出が期待される。
9	自動車関連情報の参照	自動車の各種履歴情報（事故履歴、走行履歴等）が、統一的に管理されていないため、中古車市場における中古車の評価が適正に行われず、市場が活性化していない。	関係機関（警察庁、国土交通省、損害保険会社、自動車ディーラー、独立系整備工場、中古車販売会社等）が保有する自動車の製造、販売、登録、保守、保険利用、日々の利用などの各種データをDBとして一元化して管理することで、利用者が確実な情報を入手できるようになる。
10	雇用保険被保険者離職証明書	平成23年1月に予定されている、行政コストの大幅な削減に資する、企業-職業安定所間の「離職証明書を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン申請」に関し、離職者の電子署名が必要となった場合には、実質的には十分機能しない可能性が懸念される。	離職者の電子署名無しで、オンライン申請できるようにすることで、離職証明書を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン申請が円滑に運用される。
11	引越し時の各種行政手続き	引越しをした場合、前居住時で申請済みの行政サービスについても、改めて手続きを行わなければならない。	自治体間でデータ連携をすることによって、前居住地で受けていた行政サービスを、手続きを行うことなく継続して受けることができるようになる。
12	既存住宅市場の活性化	既存住宅の品質保証をする社会的仕組みや、情報の蓄積が十分機能しておらず、そのためのIT利活用が不十分。	住宅の建設、保守等のデータをデジタルDB化して管理することで、正確かつ十分な関連情報を容易に入手できるようになり、既存住宅市場が活性化される。
13	受発注書の電子化	受発注書等の電子保存が認められているにもかかわらず、一方で、国税関係帳簿書類としての電子保存が進まないため、実際に運用されている例が少ない。	電子帳簿保存法に基づく契約関連文書等の電子化を進めることにより、本制度の活用が期待できる。